

愛知県循環型社会形成推進事業費補助金募集要領

第1 趣旨

愛知県循環型社会形成推進事業費補助金は、地域における環境産業の振興及び資源循環型社会の実現を目指した総合的な資源循環型システムの構築を図るため、先導的なリサイクル関係施設、排出抑制関係施設及び廃プラスチック処理施設の整備並びに循環ビジネスの事業化検討に要する経費に対し補助金を交付するものです。

この募集要領は、愛知県循環型社会形成推進事業費補助金交付要綱実施要領(以下「実施要領」という。)第7の補助事業者の募集及び応募申請書の提出に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2 募集対象

以下の要件を満たす事業者を対象とします。

- 1 愛知県内で補助事業を行おうとする事業者であること。なお、「あいち地域循環圏形成プラン」に掲げる3つの広域循環モデルを推進する事業(以下「広域循環モデル推進事業」という。)に関し、同一事業に複数の事業者で補助申請を行う場合にあっては共同で申請しなければならない。
- 2 国税及び地方税を完納していること。
- 3 政治団体や宗教団体でないこと。
- 4 暴力団及びその関係者でないこと。
- 5 補助事業の公表に異議がないこと。

第3 事業の内容

(1) 募集する補助事業の内容

募集する補助事業の内容は、第2に定める事業者等が行う別表1-1及び別表1-2の事業とします。

【別表1-1】募集する補助事業(施設整備事業)の内容

補助事業の区分	募集する補助事業の内容
リサイクル関係施設整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設等の整備
	広域循環モデル推進事業で、廃棄物や未利用資源の活用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる施設等の整備
排出抑制関係施設整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設等の整備
廃プラスチック処理施設緊急整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる廃プラスチック処理施設等の整備

【別表1-2】 募集する補助事業（事業化検討事業）の内容

補助事業の区分	募集する補助事業の内容
循環ビジネス事業化検討事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性等を検討する事業
	広域循環モデル推進事業のための調査・研究開発事業

(2) 補助金の補助率

大企業 1 / 3 以内、中小企業 1 / 2 以内

広域循環モデル推進事業の場合は、大企業 1 / 2 以内、中小企業 2 / 3 以内。

※ 大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者以外の者とし、ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わないものとします。

※ 中小企業とは、大企業以外の者で事業を営む者とし、ただし、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1 / 2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 / 3 以上を大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1 / 2 以上を占めている中小企業者は、大企業として取り扱うものとします。

(3) 補助額の上限

補助額の上限は、補助事業の区分に応じ別表2のとおりとします。

【別表2】 補助額の上限

補助事業の区分	補助額の上限
リサイクル関係施設整備事業	5,000万円
排出抑制関係施設整備事業	
廃プラスチック処理施設緊急整備事業	
循環ビジネス事業化検討事業	500万円 ※広域循環モデル推進事業の場合は、300万円上乗せ。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業の区分に応じ別表3-1及び別表3-2のとおりとします。

【別表3-1】 リサイクル関係施設整備事業、排出抑制関係施設整備事業、廃プラスチック処理施設緊急整備事業

補助対象経費の区分	対象とする経費及び例
工事費	・ 施設の設置に必要な直接経費、請負工事に要する経費
	例 施設の整備に必要な建築・土木工事費、それらに付帯する電気工事費（労務費、材料費、光熱費、仮設備費など）

設計費	・ 工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費
	例 機械装置の設計に要した労務費（外注の場合はその経費）、試運転費、特許料
設備費	・ 工事の施工に直接必要な機械機器の購入、据付、撤去、修繕及び製作等に要する経費
	例 中古品も可、関連する附属設備も可

【別表 3 - 2】 事業化検討事業

補助対象経費の区分	対象とする経費及び例
調査費	<p>・ 各種調査及び分析、図書購入、資料収集に係る経費</p> <p>例 補助事業に専従するため新たに雇用された者の人件費、資料収集等調査のために出張した場合の旅費、参考文献、翻訳費、印刷費、試作品作成費その他の消耗品等の購入費、事業に直接要する通信・電話料（リース、レンタル料）</p>
研修・指導費	<p>・ 研修等又は専門家からの指導を受けるために要する経費</p> <p>例 補助事業者に属する者又は雇用された者が研修会等に参加した場合の受講料、旅費、大学教授その他の専門家から技術指導を受けた場合等の当該指導者に支給した謝礼、旅費</p>
調査委託費	<p>・ 外部へ調査委託する場合に要する経費（ただし、補助対象経費の全てを調査委託費に計上することはできない）</p> <p>例 大学等の研究機関や他の企業に事業の一部を委託した場合（全部委託は不可）の調査・分析経費、大学や企業等との共同研究費</p>
研究開発費	<p>（広域循環モデル推進事業のみ）</p> <p>・ 研究開発する場合に要する経費</p> <p>例 原材料及び副資材の購入に要する経費、機械装置・工具器具の製造・購入・改良等に要する経費、部材等の外注加工等に要する経費</p>

- ※ 1 用地及び上屋の整備に要する費用は補助対象となりません。
- ※ 2 補助対象施設を運用するための経常的な経費は補助対象となりません。
- ※ 3 補助対象経費に自社の人件費を計上する場合、補助事業を実施する年度に新たに雇用され、補助事業に専従する者の人件費のみが補助対象となります。
- ※ 4 研究開発費は、リサイクル製品の研究・開発や、生産・加工機器（試作機）の開発が対象となります。ただし、既存製品の品質改良や生産・加工工程の変更・改善は補助対象と

なりません。

- ※5 循環ビジネス事業化検討事業では、機械や設備の購入・設計等に要する費用及び不動産、償却資産などの財産の取得に要する費用は、補助対象となりません。ただし、研究開発費に係る機械装置の製造・購入等による財産の取得に要する費用は対象となります。
- ※6 交付対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募してください。

(5) 補助金の支払い

補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払とします。なお、精算にあたっては、領収書等支出を証明する関係資料が必要です。

(6) 実施期間

交付決定の日から当該年度末までとします。

ただし、循環ビジネス事業化検討事業については、交付決定のあった年度から最長2年にわたる調査期間を設定することができますが、2年目についても補助金の交付を希望する場合は、応募を行い採択される必要があります。

第4 応募の方法

(1) 提出書類

実施要領の様式1-1～様式1-6に定める「愛知県循環型社会形成推進事業費補助金応募申請書」10部（両面刷りA4版）、応募申請書のデータを格納したCD-Rなどの電子媒体1部、直近3会計年度の法人税の確定申告書一式（確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書）の写し1部（両面刷りA4版）を提出してください。

また、事業の内容を説明する補足資料（図面、事業フロー図、パンフレット等）があれば、10部提出してください。なお、必要に応じて追加資料を請求する場合があります。

応募申請書の様式は、愛知県のウェブページからダウンロードできますが、愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）でもお受け取りいただけます。

応募申請は、補助事業区分ごとに1回の募集につき1件とします。

(2) 提出場所・方法

愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）

(3) 提出期限

毎年度4月末日まで（閉庁日を除く）

(4) その他

選定された補助事業が事業予算額に満たない場合には、後日追加募集を行うことがあります。

第5 事業の選定

県が設置する有識者による審査会（以下、「審査会」という。）で応募申請書等の審査・評価を行い、事業を選定します。なお、審査・評価に当たっては応募

申請者からのヒアリングを行います。

(1) 評価基準

選定のための評価項目は以下のとおりです。

① 先導的・独創的な技術又はシステムであるか

ア 技術の場合

- ・リサイクルプロセス技術（リサイクル率の向上やリサイクル品の品質、純度の向上など）や排出抑制技術（廃棄物の発生量又は排出量の削減効果の向上など）について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。
- ・リサイクル品用途（リサイクル品の新規用途の開拓や波及効果が大きいことなど）、リサイクル原料等の利用（リサイクル困難品や低品質リサイクル原料の利用など）について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

イ システムの場合

- ・地域産業、地場産業が有する施設、技術基盤、人材、物流・商流ネットワーク等地域資源を最大限に活用した事業の効率的、安定的な実施という観点から、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

② 環境負荷低減効果が認められるか

- ・最終処分量の削減効果、化石燃料使用量の削減効果、二酸化炭素排出量の削減効果などについて、物質収支、エネルギー収支等の観点から環境負荷低減効果が大きいかどうか。

③ 事業の継続性が見込めるか

- ・原料の調達可能性、製品の用途、製品の販売見込み、将来の展開可能性、財務体質、事業計画、従前の事業実績等から、事業が採算性を確保して継続的に実施できるかどうか。

(2) 選定方法

審査会は、上記の評価基準をもとに別に定める審査方法により、応募申請を評価し、合計点数により採択事業を選定します。ただし、これにより難しい場合は、審査会の合議により採択事業を選定します。なお、補助金の適正な交付等を行うために、当該補助事業に修正を加え、又は条件を付すことがあります。

選定結果については、応募申請のあった全ての事業者等に通知するとともに、採択事業については県のウェブページで公開します。

(3) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ① 応募申請書に虚偽の記載がある場合
- ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ③ その他、この募集要領、愛知県循環型社会形成推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び実施要領に違反した場合

第6 補助金の交付申請手続き等

補助事業が選定された事業者等は、結果通知の受け取り後に別途、交付要綱に基づく補助金の交付申請が必要です。申請の手続き等については、結果通知に併せてお知らせします。

第7 事務局・問合せ先

愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）

電 話 052-954-6233（ダイヤルイン）

F A X 052-953-7776

E-mail junkan@pref.aichi.lg.jp

第8 その他の留意事項

- ・提出された書類は原則として返却しません。
- ・提出書類の作成に要する費用は、応募申請者が負担してください。
- ・交付決定前に着手された事業経費は、原則として補助の対象とはなりません。
- ・補助事業は当該年度内に完了しなければなりません。
- ・補助対象経費により取得した財産については、補助事業完了後から5年を経過するまでの間、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。
- ・本事業は新年度予算成立を前提としていることから、成立した予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じることがあります。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

この要領は、平成27年3月2日から施行する。

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月22日から施行する。

この要領は、平成31年3月7日から施行する。

この要領は、令和2年3月2日から施行する。